共同研究契約書（雛形）

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は､次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

(定義)

第1条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

1. 「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、第5条に従って作成される実績報告書において成果として確定された発明、考案、意匠、著作物（プログラム及びデータベース以外の電子化された文章、音楽、画像、映像等（以下「デジタルコンテンツ」という。)を含む)、及びノウハウ等の技術的成果をいう。
2. 次に掲げるものを総称して「知的財産権」という。
3. 特許法(昭和34年法律第121号、その後の改正を含む。)に規定する特許権、実用新案法 (昭和34年法律第123号、その後の改正を含む。)に規定する実用新案権、意匠法 (昭和34年法律第125号、その後の改正を含む。)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和60年法律第43号、その後の改正を含む。)に規定する回路配置利用権、種苗法 (平成10年法律第83号、その後の改正を含む。)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
4. 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
5. 著作権法 (昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。)に規定するプログラムの著作物、データベースの著作物及びその他の著作物 (以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
6. デジタルコンテンツに係る著作権及び外国における当該権利に相当する権利
7. 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第6条の規定に基づき、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
8. 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
9. 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第５項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに定める利用行為並びにノウハウの使用をいう。
10. 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

一　特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権

二　半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

三　種苗法に規定する専用利用権

四　著作権に含まれる権利について独占的に利用又は使用する権利

五　ノウハウについて独占的に実施をする権利

1. 本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する別表に掲げる者及び本契約の第4条第3項により変更又は追加された者をいう。また、「研究協力者」とは、研究担当者以外の者であって第26条に従って本共同研究に参加する者をいう。

(共同研究の題目等)

第2条　甲及び乙は、本契約の定めに従って、次の共同研究（以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

1. 研究題目　　\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*に関する研究
2. 研究目的　　\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*の実現
3. 研究内容　　\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*の研究
4. 研究スケジュール

平成\*\*\*年\*\*月～平成\*\*年\*\*月：\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*の検証

平成\*\*年\*\*月：実験結果検証・まとめ

1. 担当研究所及び研究実施場所

甲：国立情報学研究所

東京都千代田区一ツ橋２-１-２
乙：[名称]

[住所]

1. その他

(研究期間)

第3条　本共同研究の研究期間は､平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までとする。

(研究に従事する者)

第4条　甲及び乙は、それぞれの研究担当者を本共同研究に従事させるものとする。

1. 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員（以下「民間等共同研究員」という。)として受け入れるものとする。
2. 甲及び乙は、研究担当者の甲又は乙に属する者への変更、追加又は削減を行う場合は、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(実績報告書の作成)

第5条　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、本共同研究完了後３０日以内、及び本共同研究の実施期間中の必要と認められる時に実績報告書をとりまとめるものとする。

(ノウハウの指定)

第6条　甲及び乙は、協議の上、前条に従って作成された実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに書面上の合意にて指定することができるものとする。

1. ノウハウの指定に当たっては、 秘匿すべき期間を明示するものとする。
2. 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して５年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究経費の負担)

第7条　乙は、本共同研究の実施に必要な以下の研究経費（以下「研究経費」という。)を負担するものとする。負担額は別表に掲げる金額とする。

1. 謝金、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の本共同研究遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。)の合算額を負担するものとする。
2. 前号により乙が負担する額を算定する場合の間接経費の額は、直接経費の１０％に相当する額（千円未満切上げ)とする。
3. 第4条第2項により、乙の民間等共同研究員を受け入れる費用で、研究担当者一人当たりの年額は金432,000円、６ヵ月以内は金216,000円（消費税及び地方消費税を含む、以下「研究料」という。)とする。
4. 第4条第3項により乙の民間等共同研究員数が削減された場合でも第8条第1項により支払われた研究料は乙に返還されない。乙の民間等共同研究員が追加される場合は、当該追加された研究者に係る研究料として前項第三号に規定する研究料を乙は負担するものとし、乙の研究者が変更され、変更後の民間等共同研究員が変更前の民間等共同研究員の役割を引き継ぐ場合は、乙の民間等共同研究員の追加ではなく、追加の研究料は発生しないものとする。

(研究経費の支払)

第8条　乙は、別表に掲げる研究経費及び第14条第1項により増額された研究経費を、甲の発行する請求書に従って、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。

1. 乙は前項の支払期限までに研究経費を支払わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(経理)

第9条　研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は、当該研究経費に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙から閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条　別表に掲げる研究経費により取得した設備、備品等は、全て甲に帰属するものとする。

(施設及び設備の提供等)

第11条　甲は、別表に掲げる甲に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

1. 乙は、本共同研究の用に供するため、別表に掲げる乙の所有に係る設備を無償で甲に貸与し、甲及び乙が共同で使用するものとする。なお、甲は、乙から借り入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
2. 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出は乙が責任をもって行い、これに要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条　天災その他研究遂行上やむを得ない事由、あるいは甲又は乙の責に帰すことのできない事由による研究の遅延などが生じた場合は、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し何ら責任を負わないものとする。

(提供物品の返還)

第13条　甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を、研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第14条　甲は、第12条の規定による協議の結果、研究期間の延長により、第8条第1項の規定により支払われた研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知し、甲乙協議の上、合意により研究経費の増額を乙に対して請求することができる。

1. 乙は、第12条の規定による協議の結果、本共同研究の中止により、第8条第1項の規定により支払われた研究経費に不用が生じた場合には、甲に書面により不用となった額の返還を請求できるものとする。ただし、甲は、支払われた研究料は返還しない。

(知的財産権の帰属等)

第15条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等の権利の持分や、出願の可否等について協議の上、これを定めるものとする。

1. 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られる知的財産権が自己の研究担当者及び/又は研究協力者(以下「研究担当者等」という。)に帰属する場合(その知的財産権が共有である場合を含む。)、甲及び乙それぞれの規則等により当該知的財産権を承継するものとし、承継に対する補償は、甲及び乙が各々その責任において行う。
2. 第1項における協議の結果、当該発明等の権利が甲又は乙に属する研究担当者等による単独保有となった場合、甲又は乙は単独で、出願等の手続きを行うことができるものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、当該発明等の帰属する当事者が負担するものとする。
3. 第１項における協議の結果、当該発明等の権利が甲に属する研究担当者等及び乙に属する研究担当者等の共同保有となった場合、甲及び乙は別途締結する共同出願契約に従って共同して出願等を行うものとする。

(外国出願)

第16条　前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権の帰属、設定登録出願、権利保全(以下「外国出願」という。)についても適用する。

ただし、甲は、前条第4項に基づく共同出願について外国特許出願を行う場合、当該発明等の国内出願日の翌日から起算して１２０日以内に、乙に対して国立研究開発法人科学技術振興機構の特許出願支援制度の活用について協議を求めることができるものとする。

(優先的実施)

第17条　甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲の単独保有に係る知的財産権(ノウハウを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。)について、乙又は乙の指定する者から当該甲に承継された知的財産権を優先的に実施したい旨の書面による申し出を受けた場合には、当該知的財産権を出願した日の翌日から起算して５年間(以下「優先的実施期間」という)、甲が教育及び研究活動に係る場合を除いて自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者に対し専用実施権等又は独占的通常実施権(以下「優先的実施権」という。)を付与することを内容とする実施契約を締結するものとする。

1. 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲及び乙の共有に係る知的財産権(ノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。)について、乙又は乙の指定する者から当該共有に係る知的財産権を優先的に実施したい旨の書面による申し出を受けた場合には、当該共有に係る知的財産権のうち甲の持分について、当該共有に係る知的財産権を出願した日の翌日から優先的実施期間満了までの間、甲が教育及び研究活動に係る場合を除いて自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者に対し優先的実施権を付与することを内容とする実施契約を締結するものとする。
2. 甲は、乙又は乙の指定する者から前2項に規定する優先的実施期間を更新したい旨の申し出があった場合には、実施の状況に基づき更新する期間について甲乙協議の上、書面にて優先的実施期間を更新するものとする。

4 甲は、前3項の規定に基づいて乙又は乙の指定する者に優先的実施権を付与した場合であっても、甲に承継された知的財産権及び共有に係る知的財産権を第6条の規定に基づくノウハウ秘匿義務及び第23条の規定に基づく秘密保持義務の遵守を条件として、甲自ら又は甲の指定する研究機関において、教育及び研究活動の目的に限り実施できるものとし、乙はこれに同意する。

(第三者に対する実施の許諾)

第18条　乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権の優先的実施権の許諾を受けた日から起算して３年間(ただし、前条第1項に規定する優先的実施期間を超えてはならない。以下「実施目標期間」という。)を超えて当該知的財産権を正当な理由なく実施しないときは、甲は、当該実施許諾を解除し、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当該甲に承継された知的財産権の実施を許諾することができるものとする。なお、乙又は乙の指定する者が、実施目標期間を超えて特許法第69条第1項の試験又は研究のためにする実施しか行っていない場合も同様とする。

1. 前項の規定は、乙又は乙の指定する者が共有に係る知的財産権の実施目標期間を超えて正当な理由なく実施しないときについて準用する。
2. 甲は、前条第1項又は第2項の規定により乙又は乙の指定する者に対し優先的実施権を許諾した場合であっても、当該実施を許諾したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、乙に対し書面で通知を行い、乙と協議を行うものとする。その協議によってもなお事態が改善されない場合は、甲は、優先的実施期間中においても、乙又は乙の指定する者への実施権の許諾を解除した上、第三者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。
3. 乙は、共有に係る知的財産権については、当該知的財産権を出願等したときから、甲の書面による同意を得て第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。
4. 前条第2項の規定にかかわらず、甲は、共有に係る知的財産権については、当該知的財産権を出願等したときから、乙の書面による同意を得て第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。

(持分の譲渡又は放棄等)

第19条　甲又は乙は、共有に係る知的財産権について、相手方若しくは甲乙協議の上で指定した者に限り自己の持分を譲渡すること、又は第三者に専用実施権等又は独占的通常実施権の設定をすることができるものとし、別に定める契約により、これを行うものとする。

1. 甲又は乙は、共有に係る知的財産権について、相手方がその持ち分を放棄するとき又は出願の継続を希望しないとき、相手方の持分を自己に無償で譲渡するよう請求することができるものとし、かかる請求を受けた相手方は、速やかに譲渡に応じた上で「譲渡証書」を当該請求者である甲又は乙に提出するものとする。

(実施料)

第20条　甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、乙は別に実施契約で定める実施料を甲に支払い、又は乙の指定する者をして支払わせなければならない。

1. 共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲は教育及び研究活動に係る場合を除いて自己実施しないことから、乙は別に実施契約で定める実施料を甲に支払い、又は乙の指定する者をして支払わせなければならない。
2. 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに分配するものとする。

(出願等費用)

第21条　甲及び乙は、共有に係る知的財産権に関する出願等に要する費用、特許料等(以下「出願等費用」と総称する。)の負担については、別途協議して共同出願契約にて定めるものとする。

(情報交換と非保証)

第22条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではなく、また提供又は開示された情報について第三者の知的財産権の侵害を含め、いかなる瑕疵担保責任及び保証責任も負わないものとする。

(秘密の保持)

第23条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、開示する当事者（以下「開示当事者」という。)が、開示の際に「厳秘」など秘密である旨の表示と共に開示日及び開示者名を付記した情報、又は口頭、映像にて開示され、かつ、開示に際して秘密である旨が説明され、開示日の翌日から起算した２０日以内に書面で通知された情報（以下「秘密情報」という。)を研究担当者等及び本共同研究の履行に必要な自己に属する最小限の者（以下「秘密情報関係者」という。)以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、開示当事者より開示を受けた秘密情報について、秘密情報関係者がその所属を離れた後も含め、秘密情報を秘密として保持する義務を、当該秘密情報関係者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

1. 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
2. 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
3. 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
5. 開示当事者から開示された情報によることなく、独自に開発・取得していたことを証明できる情報
6. 書面により事前に開示当事者から開示についての同意を得た情報
7. 甲及び乙は、開示当事者より開示された秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。
8. 甲及び乙は、秘密情報について、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられたときは、遅滞なく開示当事者にその旨を通知した上で必要最小の開示にとどまるように配慮した当該情報を当該裁判所又は行政機関に対して開示することができるものとする。
9. 甲及び乙は、別表に掲げる研究担当者から選任される研究代表者を、秘密情報に関する管理責任者に任命するものとする。
10. 第1項から第3項の規定は、第3条の本共同研究開始の日から本共同研究完了後又は本共同研究中止後も、５年間有効に継続するものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
11. 甲及び乙は、本研究期間終了後又は本共同研究中止後、直ちに秘密情報（複製物及び改変物を含む)を開示当事者の要求に従って返却又は消去した場合はその旨を書面にて開示当事者に提出するものとする。

（契約内容に関する守秘義務)

第24条　本契約書に記載されている事項について、甲及び乙は、互いに守秘義務を負うものとし、法律で義務付けられている場合を除き、第三者に開示又は漏洩しないものとする。

(研究成果の取扱い)

第25条　甲及び乙は、本共同研究完了(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算し６ヶ月を経過した後、研究成果(研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果)について、第23条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で次項以下に定める手順に従って開示、発表もしくは公開すること(以下「研究成果の公表等」という。)ができるものとする。ただし、甲は、研究成果の公表という社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、研究成果の公表等の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、第6条の規定に基づくノウハウ秘匿義務期間中は相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

1. 前項の場合、研究成果の公表等を希望する当事者(以下「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表等を希望する日の６０日前までに、その公表内容を書面にて相手方に通知しなければならない。
2. 通知を受けた相手方は、前項の通知された公表内容に、自らの将来期待される利益を侵害する恐れがあるものが含まれると判断するときは、当該通知受理後２０日以内に研究成果の公表等の内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。協議が整わなかった場合は、公表希望当事者は、研究成果の公表等により相手方から将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく研究成果の公表等をしてはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
3. 本共同研究完了日の翌日から起算して２年間を経過した後は、公表希望当事者は、第2項に定める相手方に対する通知を行うことなく、本共同研究成果の公表等を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
4. 本条において公表等が許される場合、公表希望当事者は、相手方の事前の書面による同意を得た上で、公開される内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

(研究協力者の参加及び協力)

第26条　甲又は乙は、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究者担当者以外の甲又は乙に所属する者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

1. 前項において、研究協力者を参加させた者は、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた者の本契約の違反を構成するものとする。

(契約の解除)

第27条　甲は、乙が第8条第1項に規定する研究経費を所定の支払期限までに支払わないときは、次項にかかわらずなんらの事前通知又は催告を要することなく、本契約を解除することができる。

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合は、相手方に対し書面にて事態の１４日以内の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されないときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。
2. 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
3. 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第28条　甲又は乙は、前条に掲げる事由その他故意又は過失により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第29条　本契約の有効期間は、第3条に定める本共同研究の研究期間と同一とする。

1. 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第26条、第28条及び第32条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(契約上の権利・義務の譲渡)

第30条　甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なくして本契約上の権利・義務を第三者に譲渡してはならない。

(協議)

第31条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第32条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成　　年　　　　月　　　　日

甲：東京都港区虎ノ門四丁目３番１３号

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

機構長 北川　源四郎　　　 印

乙 :住所

名称

役職　　　　　　　　　　　 印

**別表**

研究担当者及び研究分担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏名 | 所属部局・職名 | 本共同研究における役割 |
| 甲 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |

（注)研究代表者には氏名に※を、民間等共同研究員には◎を付して下さい。

研究経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 直接経費 | 間接経費（直接経費×10%（千円未満切上げ)) | 研究料 |
| 乙の負担する経費 | 円（消費税額を含む) | 円（消費税額を含む) | 円（消費税額を含む) |
| 合計 | 円（消費税額を含む) | 円（消費税額を含む) | 円（消費税額を含む) |

施設・設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 施設の名称 | 設　　備 |
| 名称 | 規格 | 数量 |
| 甲 |  |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |  |